

妊婦のための支援給付（伴走型相談支援&経済的支援）

産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金があります。

新宮町では、妊娠・出産・子育てを通じて、一人ひとりに寄り添ったつながりある支援を行いながら、経済的支援として、妊娠届出後に5万円、出産後の赤ちゃん訪問後に胎児の数×5万円を給付します。

母子健康手帳交付（面談）

出産・子育ての流れに等について保健師と一緒に確認しましょう。お母さんのこれからの希望もお聞かせください。

赤ちゃん訪問（面談）

生後1～2か月頃、助産師や保健師が家庭訪問をします。
子育てに関する悩みや不安を聞き、解決策を一緒に考えます。

妊娠

面談後
妊婦さんとパパ向けに、
・「ハローベビークラス」
・「プレママパパ&先輩ママの交流会」があります。是非どちらかにご参加ください♪

妊婦のための支援給付申請（妊娠時）
（5万円）

妊娠8か月アンケート

妊娠8か月頃に『ぐーまっち』にてアンケートを送ります。必ずご回答ください。アンケート等の情報をもとに、希望に応じて助産師や保健師が電話や面談、妊婦訪問をします。

出産

出産後
妊婦のための支援給付（産後）
（胎児の数（妊娠していた
こども×5万円）

※流産や死産された方も対象です。
ご連絡ください。

産後ケア事業、
「ほのぼのRoom」
もあります♡
ご利用ください♡

お子さまの成長とともに、育児の悩みも変わります。困ったときやきついときなど、抱え込まず、ご相談ください。保健師・助産師と一緒に考え、サポートします◎

新宮町 こども家庭センター はぐうる
092-963-2995